

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【公開番号】特開2016-19676(P2016-19676A)

【公開日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-008

【出願番号】特願2014-145280(P2014-145280)

【国際特許分類】

A 47 D 13/06 (2006.01)

【F I】

A 47 D 13/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月4日(2017.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上枠と、下枠と、上枠と下枠とを接続する縦枠と、を備え、
前記上枠の周長が前記下枠の周長よりも短い、幼児用サークル。

【請求項2】

前記上枠は、複数の上パイプと、隣り合う2つの上パイプをそれぞれ連結する複数の上ジョイントと、を有し、

前記下枠は、複数の下パイプと、隣り合う2つの下パイプをそれぞれ連結する複数の下ジョイントと、を有し、

前記縦枠は、1つの上ジョイントと、当該1つの上ジョイントに対応する下ジョイントと、をそれぞれ連結する複数の縦パイプを有する、請求項1に記載の幼児用サークル。

【請求項3】

前記下ジョイントは、一の下パイプを保持する第1筒状部と、他の下パイプを保持する第2筒状部と、を有する、請求項2に記載の幼児用サークル。

【請求項4】

前記下ジョイントは、前記下枠によって囲まれる領域外に位置する載置プレートを有し、

前記載置プレートは、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより規定される平面に沿った底面を含む請求項3に記載の幼児用サークル。

【請求項5】

前記下ジョイントは、前記下枠によって囲まれる領域外に位置する載置プレートを有し、

前記載置プレートは、設置用の面として、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより規定される平面と平行な面を規定する、請求項3又は4に記載の幼児用サークル。

【請求項6】

前記下ジョイントは、縦パイプを保持する第3筒状部をさらに有し、

前記第3筒状部の軸線は、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより規定される平面に直交する方向から、前記下枠によって囲まれる領域内に向かって傾いている、請求項3～5のいずれか一項に記載の幼児用サークル。

【請求項 7】

前記下ジョイントに、前記縦パイプが接続される側とは反対側から吸盤が取り付けられている、請求項2乃至6のいずれか一項に記載の幼児用サークル。

【請求項 8】

前記上枠は、複数の上パイプと、隣り合う2つの上パイプをそれぞれ連結する複数の上ジョイントと、を有し、

前記上ジョイントは、上パイプが挿入される筒状部を有し、

前記下枠は、複数の下パイプと、隣り合う2つの下パイプをそれぞれ連結する複数の下ジョイントと、を有し、

前記下ジョイントは、下パイプが挿入される筒状部を有し、

前記上ジョイントの前記筒状部への前記上パイプの挿入長さは、前記下ジョイントの前記筒状部への前記下パイプの挿入長さよりも長く、前記上パイプおよび前記下パイプは同一長さを有する、請求項1乃至7のいずれか一項に記載の幼児用サークル。

【請求項 9】

複数のパイプと、隣り合うパイプを連結する複数のジョイントと、を組み立てて構成される幼児用サークルに用いられるジョイントであって、

一のパイプを保持する第1筒状部と、

二のパイプを保持する第2筒状部と、

三のパイプを保持する第3筒状部と、

前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより区分けされる2つの領域のうちの一方の領域に位置する載置プレートと、

を備え、

前記第3筒状部の軸線は、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより規定される平面に直交する方向から、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより区分けされる領域のうちの他方の領域に向かって傾いており、

前記載置プレートは、前記第1筒状部の軸線と前記第2筒状部の軸線とにより規定される平面に沿った底面を含む、幼児用サークル用のジョイント。